

ゴルフ場利用税

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の利用に対して課税されます。

【納める人】

ゴルフ場を利用した人（ゴルフ場の経営者を通じて納めます。）

【納める額】

ゴルフ場の利用者は、次の表に応じた額を納めます。

税率は、ゴルフ場のホール数や利用料金などを基準として県が定めたゴルフ場ごとの等級で決められています。

等級	税	率
1 級	1 人 1 日につき	1,150円
2 級	1 人 1 日につき	1,050円
3 級	1 人 1 日につき	1,000円
4 級	1 人 1 日につき	900円
5 級	1 人 1 日につき	850円
6 級	1 人 1 日につき	800円
7 級	1 人 1 日につき	700円
8 級	1 人 1 日につき	650円
9 級	1 人 1 日につき	550円

【非課税】

次の方がゴルフ場を利用する場合には、非課税となります。

ただし、利用者の免許証、障害者手帳や学生証（学校長の証明書）等を提出・提示する等の手続きが必要です。

- (1) 年齢18歳未満の方
- (2) 年齢70歳以上の方
- (3) 障害者の方
- (4) 国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手
(ただし、国民体育大会及びその予選会の競技の場合に限る。)
- (5) 学生又は学生等を引率する教員
(保健体育科目の実技又は公認の課外活動の場合に限る。)

【申告と納税】

ゴルフ場の経営者が毎月分を翌月15日までに申告し、納入します。

【市町への交付】

県に納められたゴルフ場利用税の70%は、ゴルフ場の所在する県内の市町に交付されます。

ゴルフ場は、県内のゴルフ場を利用しましょう！